

令和5年4月採用

京都市立病院専攻医(後期研修医)募集について

京都市立病院では卒後臨床研修制度として、医師法による2年間の臨床研修修了者が、更に専門分野のより高度な知識及び技術を修得することを目的に、後期臨床研修制度を昭和45年から実施しています。

この度、次のとおり、令和5年4月採用向けの後期研修医(専攻医)を募集します。

募集要項

1 試験の方法及び内容(予定)

日時

書類審査 応募受付後速やかに実施
面接試験 専門医機構の募集スケジュールに沿って登録受付開始

試験会場

面接試験 京都市立病院内の会議室(個別面接:1人10~15分程度)
※詳細は別途受験者に御案内いたします。

2 申込資格

当院又は大学附属病院、厚生労働大臣の指定する臨床研修病院において、医師免許取得後2年間の研修(研修医課程)を修了した者、又は、令和5年3月末日までに修了見込みの者。

3 申込期間

令和4年11月9日(水)必着
※必ず簡易書留郵便にて郵送すること。
※申込を希望される方は事前に御一報ください。

4 受験手続き

以下の書類 9 点を全て揃えて申込期間内に提出してください。

- 1) 受験申込書、エントリーシート(所定様式)
- 2) 医師免許証の写し
- 3) 臨床研修修了証又は修了見込みを証明する書類
- 4) 保険医登録票の写し
- 5) 卒業証明書
- 6) 成績証明書
- 7) 学会発表、論文発表のリスト(様式不問)

※受験申込書、エントリーシートは所定様式をホームページからダウンロードして使用してください。

※選考日時等をメールにてご連絡しますので、必ず連絡可能なメールアドレスを記入してください。

5 募集人員及び診療科

募集人員

内科 6 名(予定)

麻酔科 1 名(予定)

募集診療科名※

基幹施設 診療科

内科、麻酔科

内科領域では、総合内科(内科, アレルギー科)・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・腎臓内科・神経内科・血液内科・内分泌内科・糖尿病代謝内科・感染症科を研修可能とする予定。

※新専門医制度への対応により、次の診療科においては、当院が連携施設として参加している専門研修プログラムに応募(同プログラムの基幹施設にて一括して採用のため)していただく必要があります。

小児科・総合外科(外科・消化器外科・乳腺外科・小児外科)・整形外科・脳神経外科・呼吸器外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・放射線科・病理診断科・救急科

6 送付先, 連絡先

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の2
京都市立病院事務局 医師(専攻医)採用担当
TEL(075)311-5311 FAX(075)321-6025
email : saiyou@kch-org.jp

7 研修期間

令和5年4月1日から1年毎の契約更新(最長で医師免許取得後5年目まで)

8 研修内容

下記プログラムにおいて定める研修方法、研修内容、指導に基づき診療に従事し、専門的知識及び技術を修得します。

なお、専攻医は選択診療科研修とは別に、当直業務に当たっていただきます。また、関連診療科や関連病院の病院業務を分担していただく場合があります。

※内科研修での特徴(詳細はプログラムを御覧ください)

①一般コースとサブスペ混合(重視)型を選択できます。

サブスペ混合型では、1年時からサブスペシャリティ研修を並行して行います。

②各分野の専門医、指導医が在籍しています。

③豊富な症例を経験することができます。

④魅力ある関連施設と連携しています。

※麻酔科研修での特徴(詳細はプログラムを御覧ください)

- ①年間 5,000 件を超える手術症例を擁しています。
- ②主要な外科系診療科がそろっており、バランスよく多彩な症例の麻酔研修を行うことが可能です。
- ③超音波ガイド下末梢神経ブロックの施行も定着しており、麻酔科医として十分な研修ができます。
- ④近隣の京都大学、京都府立医科大学と連携しています。

9 研修条件(処遇), その他

1) 処遇(令和4年4月1日現在)

報酬額(別途, 賞与・時間外手当・当直手当・通勤手当有り)

1年目 月 312,225 円 (別途, 診療業績手当として四半期毎に 283,500 円支給)

2年目 月 330,395 円 (別途, 診療業績手当として四半期毎に 297,000 円支給)

3年目 月 347,990 円 (別途, 診療業績手当として四半期毎に 316,500 円支給)

2) 福利厚生

- ・京都市職員共済組合(健康保険)加入、厚生年金加入、雇用保険加入、地方公務員災害補償制度適用
- ・有給休暇 20 日/年、夏期休暇 5 日、その他の結婚休暇・出産休暇等は常勤職員に準ずる。

3) 勤務条件

研修期間中は、法令及び法人が定める各種規程に従うほか、京都市立病院医師しごとマニュアルに定めた内容に沿って勤務を行うことを要する。

4) 学会出張

院内規程の定めるところにより学会出張費・学会参加費の支給あり。

5) その他

- ・地方独立行政法人京都市立病院機構が経営する病院には、京都市立病院と京都市立京北病院があります。
- ・御希望の方には病院のガイダンス冊子をお送りしますので、御連絡ください。